

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第53号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年6月23日（日） 05時30分ごろ
発生場所	長崎県西海市宮浦港東方沖（大村湾北西部） 西海市所在の田島灯台から真方位293° 1, 200m付近 （概位 北緯33° 00.6′ 東経129° 48.2′）
事故等調査の経過	平成25年6月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート ^{ことぶき} 寿丸、2.6トン NS3-405167（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート ^{だいき} 大輝、1.0トン 292-34640長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首右舷にペイント剝離を伴う擦過傷 B 船尾左舷側に亀裂、操舵室のステンレス製屋根が曲損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船長Aが操舵室で立って手動操舵に当たり、宮浦港東方沖を約19ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北西進した。 船長Aは、船首方約400～500mの所を先航するB船を視認したのち、釣り餌の準備をする間、同乗者に操船を代わってもらおうと思ひ、後部甲板にいた同乗者の方を向いて話をし、ふと船首方を振り向いたところ、約20～30mに接近したB船を視認したので、慌てて左舵を取ったが、平成25年6月23日05時30分ごろ、宮浦港東方沖において、A船の船首とB船の左舷船尾とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、宮浦港東方沖を約10～11knの速力で北西進中、船長Bが、船首方の見張りに専念して手動操舵に当たっていたところ、ふと船尾方を振り向いたとき、約20～30mに接近したA船を視認したが、どうすることもできず、B船とA船とが衝突した。 船長Aは、携帯電話で海上保安部に本事故の発生を通報し、両船は、それぞれ自力で定係地に帰航した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期、波高 約0.5m

	日出時刻：05時13分ごろ
その他の事項	船長Bは、携帯電話を携帯していなかった。 両船の乗船者は、いずれも救命胴衣を着用していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、宮浦港東方沖を北西進中、船長Aが、後部甲板の同乗者と話をしており、船首方の見張りを行っていないことから、先航するB船と約20～30mに接近し、左舵を取ったものの、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、宮浦港東方沖を北西進中、船長Bが、船首方の見張りに意識を集中しており、A船が船尾方に接近して気付いたことから、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、宮浦港東方沖において、A船及びB船が共に北西進中、船長Aが船首方の見張りを行っておらず、また、船長BがA船が船尾方に接近して気付いたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、常時、適切な見張りを行うこと。 ・小型船舶の乗船者は、救命胴衣の着用を心掛けること。 ・航行する際は、携帯電話を携帯することが望ましい。